

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護士赤井力也の上告趣意第一点について

しかし第一審において適法に予備的訴因の追加があつた場合には、被告人はこれについても防禦の機会が与えられたものであり、そして第一審が本位的訴因について有罪の認定をしたときは、予備的訴因についてはこれを認めない旨の黙示的判断があつたものと解し得るから、この場合控訴審において原判決を破棄した上自判して予備的訴因について有罪の認定をしても、被告人は所論のように第一審の審判を受くべき利益を失い三審級制度を破壊する結果となるものではない、従つて原審の手續には何等違法はない、要するに論旨は憲法違反に名をかりその実質は審級制度に関する訴訟手續の違反を主張するものであつて上告適法の理由とならない。

同第二点について

論旨は独自の見解に基いて原審の赃物寄蔵罪に関する事実の認定を非難するものであつて上告適法の理由とならない。また記録を精査しても刑訴四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四―四条、策三八六条第一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	小	谷	勝 重
裁判官	藤	田	八 郎
裁判官	谷	村	唯 一 郎